

# 1. (1) 省エネ設備への更新支援 (省エネ補助金)

【国庫債務負担行為要求額 2,325億円】

※令和5年度補正予算額：1,160億円

- 工場・事業所の設備更新にあたっては、省エネ機器への更新により、エネルギーコスト高対応と、**カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくことが重要**。
- そのため、工場全体の省エネ (Ⅰ)、**一部の製造プロセスの電化・燃料転換 (Ⅱ)【新設】**、リストから選択する機器への更新 (Ⅲ) の3つの類型で企業の投資を後押し。

## (Ⅰ) 工場・ 事業場型

※旧A B類型

- 生産ラインの更新等、**工場・事業所全体で大幅な省エネ**を図る。
- 補助率：1/2 (中小) 1/3 (大)  
※先進設備の場合、2/3 (中小) , 1/2 (大)
- 補助上限額：15億円  
※非化石転換の要件満たす場合、20億円

### 食品品製造業A社 (中小企業、海水を原料とした塩を製造)

- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業所全体の設備・設計を見直し**。3年で**37.1%の省エネ**を実現予定。

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用

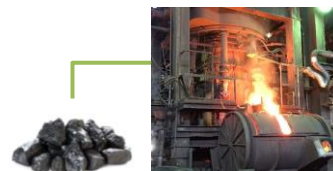


## 新設

## (Ⅱ) 電化・ 脱炭素 燃転型

- **電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器**への更新を補助
- 補助率：1/2
- 補助上限額：3億円  
※電化のための機器の場合は5億円

【キュボラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用



## (Ⅲ) 設備 単位型

※旧C類型

- **リストから選択する機器**への更新を補助
- 補助率：1/3
- 補助上限額：1億円

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



# 【参考】省エネ補助金の類型

事業区分	事業概要	省エネ効果の要件	補助対象経費	補助率	補助金限度額
<p><b>(Ⅰ)</b> <b>工場・事業場型</b></p> <p>※従来のA類型（先進事業）とB類型（オーダーメイド型事業）</p> <p><b>生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助</b></p>	<p>工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。</p>	<p>①省エネ率＋非化石割合増加率：10%以上 ②省エネ量＋非化石使用量：700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上</p> <p>先進要件 ①省エネ率＋非化石割合増加率：30%以上 ②省エネ量＋非化石使用量：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上</p>	<p>設備費 ・ 設計費 ・ 工事費</p>	<p><b>中小企業等</b></p> <p><b>1 / 2</b> 以内 (先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 <b>2 / 3</b> 以内)</p> <p><b>大企業・その他</b></p> <p><b>1 / 3</b> 以内 (先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 <b>1 / 2</b> 以内)</p>	<p>【上限】15億円/年度 (非化石転換は20億円/年度) 【下限】100万円/年度</p> <p>※複数年度事業の上限額は20億円(非化石転換は30億円) ※連携事業や、先進要件を満たす複数年度事業の上限額は30億円(非化石転換は40億円)</p>
<p><b>(Ⅱ)</b> <b>電化・脱炭素燃転型</b></p> <p>※R5補正で新設</p> <p>主に中小企業の活用を念頭に、<b>脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助</b></p>	<p>化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。</p> <p>対象設備は(Ⅲ)設備単位型で指定される下記設備のみ。 ①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コージェネレーション ⑤高性能ボイラ</p>	<p>電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 (ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ)</p>	<p>設備費 (電化の場合は付帯設備も対象)</p>	<p><b>1 / 2</b> 以内</p>	<p>【上限】3億円 (電化の場合5億円) 【下限】30万円</p>
<p><b>(Ⅲ)</b> <b>設備単位型</b></p> <p>※従来のC類型（指定設備導入事業）</p> <p>より中小企業が使いやすいよう、<b>リストから選択する機器への更新を補助</b></p>	<p>予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入。</p>	<p>予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること。</p>	<p>設備費</p>	<p><b>1 / 3</b> 以内</p>	<p>【上限】1億円 【下限】30万円</p>

上記に加え、「(Ⅳ) エネルギー需要最適化型」があり、各型との組合せ、又は、単体での使用が可能

➔ **いずれの類型も、複数年の投資計画に対応**